

基本目標5 協働と参画により 町民が主役になるまち

政策 1 3 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

施策34. 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

現状と課題

- 本町では、町民の自主的なまちづくり活動に対して「笑顔あふれるまちづくり支援事業」などにより支援しています。また、地域コミュニティ活動拠点施設としては、公民館、研修センターおよび集会所などがあります。
- 「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という気運を醸成していくとともに、コミュニティ組織の育成および強化、コミュニティリーダー^{※36}の養成を推進していく必要があります。
- 行政と地域の連携を密にし、町内会などを中心とした地域づくり活動の活性化を促進するため、連合町内会や地域運営組織の設立について検討していく必要があります。

施策の方針

- 町民の自主的なまちづくりを促進するため、コミュニティ施設の整備および充実に努めるとともに、コミュニティリーダーの育成を図ります。
- 地域担当職員制度により、行政と地域の連携を密にし、協働によるまちづくりの確立を図ります。

役割分担



町民・地域

- 地域活動に積極的に参加・協力・連携・交流する
- 地域課題を地域自主組織などで話し合い、行動する
- 行政と協働で、幅広いまちづくり活動に取り組む
- まちづくり活動を担うリーダーをつくる

行政

- まちづくり活動関連の情報提供
- 関係団体等と連携・調整し、地域活動を支援
- まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成の支援
- 地域への活動支援とともに、活動拠点を整える
- 地域を越えたつながりを持つまちづくり活動の支援

※36 コミュニティリーダー：住民が主体的に地域内の共通課題の解決を図り、行政との協働でまちづくりを進めていくときの地域での担い手となる人。

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
コミュニティ施設の 年間利用者数	人	42,243	40,000	38,000	社会教育課調べ 人口減により、減少が見込まれる 数値とした。
地域づくり計画を 策定している町内 会数	町内会	4	10	20	企画財政課調べ 地域づくり計画の策定に主体的 に取り組む町内会の増を目指す。
笑顔あふれるまち づくり支援事業の 実施団体数	団体/年	16	15	15	企画財政課調べ 平成28年度実績値の維持を 目指す。

主な取り組み

(1) コミュニティ施設の整備充実

- 既存の集会施設、公共施設をコミュニティの活動拠点として利活用を促進するとともに、施設の維持管理、規模に合った見直しを推進します。また、空き家の改修などによる、コミュニティスペースの整備などを検討します。

(2) 人材発掘・コミュニティリーダーの育成

- まちづくり講習会などによる人材発掘およびコミュニティリーダーの育成に努めるとともに、地域や町内会など各種団体の自主的なコミュニティ活動を支援します。

(3) コミュニティ相互の交流の促進

- 町内各地域で開催される行事に、開催地以外の町内の人たちが参加・交流できる環境をつくりまします。

(4) 特色ある地域活動に対する支援

- 地域主体のまちづくり活動を推進するとともに、町独自の助成金制度の充実や国・県などの助成金の活用を図ります。
- 地域担当職員制度により、地域との連携や協働による地域の課題解決の取組を推進します。

(5) 連合町内会および地域運営組織の設立支援

- 町内会での共通した業務を効率的に実施するため、複数の町内会による連合町内会の設立を支援するとともに、特定の地域課題を解決するために地域が連携して持続的に取り組む「地域運営組織」の設立を支援します。

これまでの振り返り

- 老朽化した集会施設の更新が図られ、対象地域のコミュニティ活動の活性化に寄与することができました。
- 町独自の助成金制度である「笑顔あふれるまちづくり支援事業」の活用が図られています。
- 地域担当職員を各町内会に配置し、地域活動の活性化を図りました。

政策 1 4 協働と参画によるまちづくりの推進

施策35. 協働と参画によるまちづくりの推進

現状と課題

- 本町では、各種施策の企画および実施、各種計画の策定について、町民参画を促進するとともに、町内外の動きや地域の出来事などの各種情報を広報誌およびホームページなどにより提供し、広聴および広報活動の充実を図ってきました。また、町民やコミュニティ団体などが行政と一体になり、様々な分野において連携したまちづくりを推進してきたところです。
- 今後は、多くの分野で町民と行政が一体となったまちづくりを進めていく必要があります。
- 町民と行政が共通認識を持つため、広聴および広報活動の充実、情報公開の推進に努めるとともに、町民やコミュニティ団体などが参画しやすい環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

施策の方針

- 町民一人ひとりが生き生きとし、笑顔に満ちあふれたまちをつくっていくため、地域の伝統や特性などを活かした取組を支援します。
- 広聴および広報活動の充実を図るとともに、町職員が地域に出向いて実施する「まちづくり出前講座」を検討します。
- 各種行政計画の策定、公共施設の整備および運営、公共サービスへの町民や民間の参画を促進します。

役割分担



町民・地域

- 行政情報の収集に努め活用する
- 広聴の機会に積極的に参加する
- 行政サービスに意見・提言をする

行政

- 町民に迅速・正確でわかりやすい情報の提供
- 町民が広聴に参画しやすく、意見・提言しやすい環境の整備

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
ホームページへの アクセス数	件	192,772	200,000	210,000	総務課調べ 平成28年度実績値の約10%増 を目指す。

主な取り組み

(1) 町民主体のまちづくりの推進

- まちづくりへの参画意識を醸成するとともに、公共施設の整備、管理および運営、公共サービスなどへの町民の参画や協働を促進します。
- 文化行事やイベントの企画および運営などへの町民の参画や協働を促進し、町民主導の体制を推進します。
- 各種審議会委員などの一般公募、パブリックコメント^{※37}、各種行政計画の実施、点検および見直し、行政評価などへの町民の参画と協働を促進します。

(2) 広聴・広報活動の充実

- 「広報なんぶちょう」などの各種定期発行情報誌やホームページの情報の充実、町民と行政の双方向的な情報の受発信による情報提供の強化や情報伝達の迅速化を図るとともに、広聴活動の充実を図り、町民が様々なまちづくりに参加しやすい体制をつくります。

(3) まちづくりに関する学習機会の提供

- 町民の参画・協働への気運の醸成、行財政やまちづくりの仕組みなどに関する知識の向上を図るとともに、まちづくりに関する出前講座や地域づくりワークショップを開催し、町民が積極的に地域づくりを学習する機会を提供します。

(4) まちづくり団体、ボランティア団体などの育成・支援

- 町内会、子ども会など、各種まちづくり団体や社会奉仕活動などを行うボランティア団体の自主性・自立性を尊重しながら活動支援を図るとともに、新たな団体の設立も積極的に支援します。

これまでの振り返り

- 自主的に「地域づくり計画」を策定して、将来の地域のかたちを考える町内会も増えていきます。
- 町内会などのコミュニティ団体への財政的な支援により、新たな取り組みなど活性化が図られています。

※37 パブリックコメント：公的な機関が規則などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。

政策 15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

施策36. 男女共同参画社会の構築

現状と課題

- 本町では、生涯学習活動や各種研修会を通じて町民の意識啓発に努めるとともに子育て環境および労働環境の整備に努め、さらに女性団体やボランティア団体の育成および社会参加活動の支援に努めてきました。
- 今後は、「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男性も女性もすべての個人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会づくりを推進していくとともに、十分な育児休業を取得し、その後も継続して仕事ができるようにするなど、安心して子どもを産み育て、社会に復帰することができる環境を整備し、男女共同参画社会の構築を進めていく必要があります。

施策の方針

- 男性と女性が、社会の対等な構成員として参画・活動していくための指針となる「男女共同参画社会基本計画」に基づき、女性の社会参画を促進していくとともに、学校教育や生涯学習活動などを通じて男女共同参画意識の啓発および研修を推進します。
- 女性の意見をまちづくりに反映していくため、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用を推進します。

役割分担



町民・地域

- 性別にとらわれず、家庭・学校・地域・職場で互いに認め合う意識をもつ
- 女性の参画を積極的に進めるとともに、主体的に活躍できる環境づくりに努める
- 仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実させる

行政

- 研修等の機会の提供
- 女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援する
- 家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実

数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
公的各種審議会・ 委員会等に占める 女性の割合	%	15.8	25.0	30.0	住民生活課調べ 各種委員に占める女性の割合の 増を目指す。

主な取り組み

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の推進、学習機会の充実

- 相談・指導・援護および社会参画支援体制の確立、活動支援制度の充実、学校教育、生涯学習活動などを通じた啓発・研修に努めます。

(2) 公的各種審議会・委員会などでの男女共同参画の推進

- まちづくりに女性の意見を反映し、女性の社会参画機会の拡充を図るため、委員の一般公募の導入などを通じ、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用に努めます。

(3) 女性の社会参画を促進する環境の整備

- 一億総活躍社会の実現を目指し、女性が働きやすい環境づくりや、育児および介護休業制度等の周知・活用促進に努めます。

これまでの振り返り

- 広報やHPなどのPR活動により、男女共同参画意識の啓発が図られています。
- 講座などの各イベント実施により、町民の男女共同参画社会に対する意識が醸成されています。



施策37. 人権尊重社会の構築

現状と課題

- 本町では、国や県などが実施する活動に合わせ、人権擁護委員、行政相談員、民生委員との連携を密にしながら普及・啓発活動を行うとともに、年間を通して人権相談を開設しています。そして、学校教育・社会教育では、様々な場面において人権尊重意識の普及・高揚などの啓発活動を展開しています。
- 今後は、家庭・学校・職場・地域などが連携し、人権が尊重される社会を目指して人権教育と実践活動を総合的に推進していく必要があります。

施策の方針

- 町民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深められるよう、関係機関と連携を取りながら人権尊重意識の普及・啓発活動の推進に努めるとともに、法を尊重する意識の定着、法令の周知徹底に努めます。
- 家庭・学校・職場などで人権尊重の理念についての理解を促し、不当な差別や虐待など他人の人権を侵害する行為の防止に努めます。

役割分担



町民・地域

- 人権に対しての正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践する

行政

- 人権の教育・啓発活動や学習機会の提供



数値目標

項目	単位	H28年度 (実績)	H34年度 (目標)	H39年度 (目標)	測定(取得)方法および 設定の考え方等
人権尊重啓発事業 の開催回数	回	2	2	2	住民生活課調べ 平成28年度と同程度の開催を 目指す。
人権に関する相談 窓口の開催数	回	36	36	36	住民生活課調べ 平成28年度と同程度の開催を 目指す。

主な取り組み

(1) 人権尊重社会構築に向けた啓発活動の推進

- 一億総活躍社会を目指した意識の定着、法令の周知徹底、人権尊重意識の普及・啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

- 子どもたちが健やかに育まれる環境を家庭・地域でつくっていくとともに、学校教育と社会教育が連携を密にして、人権が尊重される社会を目指した人権教育や実践活動を総合的に推進します。

これまでの振り返り

- 人権相談所を開設し町民の方の相談に応じることで、解決の一助となりました。
- 人権に関する街頭活動により、人権に対する理解度が高められました。